

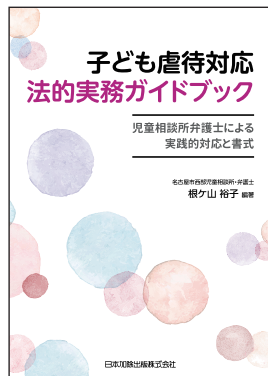
児相の法務に
関する
本が少ない…

法的な整理が
難しい分野が
多く存在する…

現場のスピード感に
応じた迅速な判断が
求められる…

児相の権限に関する
法的制度が
整っていない…

現場からのよくある質問に、
全国15名の児童相談所弁護士が答えるQ&A122問！



子ども虐待対応 法的実務ガイドブック

児童相談所弁護士による 実践的対応と書式

購読者特典！
実務に
役立つ書式
ダウンロード付

名古屋市西部児童相談所・弁護士 根ヶ山裕子 編著

2020年11月刊 A5判 408頁 本体4,300円＋税 978-4-8178-4691-4 商品番号：40846 略号：虐実

- Q&A形式で、子ども虐待対応のみならず、施設入所中の子どもへの対応、非行少年への法的対応（家庭裁判所送致等）など児童相談所の実務全般を解説。
- **引き続いての一時保護の承認を求める審判、特別養子縁組など法改正にも対応。**
- **実務でよく使われる書式とその記載例（7例）を書籍に収録。**
→購入者特典として上記7例を含む15例を日本加除出版HPからダウンロード可能！

＜主な収録内容＞

第1章 総論 (Q1～24)

- 第1 児童福祉法等の改正
- 第2 児童虐待とは

第2章 児童虐待への対応 (Q25～111)

- 第1 通告の受理
- 第2 調査
- 第3 安全確認
立入調査／臨検・捜索／一時保護／一時保護の延長審判／一時保護に対する不服申立て
- 第4 児童相談所の援助活動
措置によらない指導／措置／家裁送致／28条審判、親権停止・喪失審判／未成年後見／特別養子縁組

第3章 特に支援が必要な子ども (Q112～119)

性的虐待を受けた子／高年齢児童の自立／不登校／障がいのある子／無戸籍・外国籍の子どもへの支援

第4章 関係機関との連携 (Q120～122)

弁護士会／警察／家庭裁判所からの照会

第5章 書式

- ・引き続いての一時保護承認審判の申立てに係る報告書
- ・家庭裁判所送致書（他法事件・ぐ犯事件）
- ・親権停止審判申立書
- ・児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認申立てに係る報告書 ほか

＜Q&A 抜粋＞

Q：臨検・捜索

立入調査を拒否されたため、臨検・捜索を行おうと思っています。臨検・捜索は裁判所からの令状があるため強制的に立ち入ったりすることができるとは思うのですが、どこまでの実力行使が可能ですか。

Q：引き続いての一時保護の承認審判

- ①引き続いての一時保護の承認審判において、親権者が当初の一時保護開始時の事情、一時保護中の事情や児童相談所が当初の一時保護中に行った指導内容について争ってきた場合に、そのような事情は考慮されますか。
- ②引き続いての一時保護の承認審判を申し立てるとき、どのような資料を添付すればよいですか。また、資料を家庭裁判所に提出する上で留意する点はあるですか。

Q：施設入所中のトラブル

施設に入所している子ども同士でけんかをして片方の子どもを傷つけてしまいました。この場合、傷つけた子どもの親権者、施設、当該子どもを措置した児童相談所などどのような責任を負うのでしょうか。施設内でけがを負った場合、施設や児童相談所はどのような責任を負うのでしょうか。

Q：親権措置と一時保護

非行があり、一時保護をしている子どもが、一時保護所から無断で出て行ったり、職員に対して暴力を振るうことをしています。子どもを家庭裁判所に送致すると、子どもの生活の場所がどうなるのかについて教えてください。

Q：特別養子縁組の制度改正

令和2年4月から民法等の改正により改正特別養子縁組制度が施行されましたが、これまでの制度とどのように変わったのでしょうか。

Q：特別養子縁組の手続

特別養子縁組の法改正に基づく手続に関して児童相談所として留意すべき点は何でしょうか。

Q：親権変更との競合

児童養護施設入所中の子どもの単独親権者父が死亡しました。父に借金があったため、児童相談所は未成年後見人選任請求を家庭裁判所に申し立てましたが、その後、後見開始の審判が出る前に非親権者の母が親権変更の審判を家庭裁判所に申し立てました。家庭裁判所はどのように判断するのでしょうか。

Q：親権者の所在と未成年後見の開始

児童養護施設に入所している子どもについて、親権者と以前連絡が取れていたのですが、ここ2,3年連絡に応じてくれません。住民票上の住所に現在も住んでいるようですが、何度訪問しても応答してくれず、置手紙を残しても連絡は来ません。子どもはあと半年で高校を卒業予定です。この場合、未成年後見人選任申立ては認められるのでしょうか。

……など122問収録！

日本加除出版

ツイッターID: @nihonkajo

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 TEL:03-3953-5642 FAX:03-3953-2061 (営業部) www.kajo.co.jp